長野県スポーツ少年団規程

（総則）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会(以下「法人」という。)定款第 44 条第 2 項の規定に基づき、長野県スポーツ少年団（以下「本団」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第２条　本団は、市町村スポーツ少年団をもって構成し、それを代表する組織体とする。

（目的）

第３条　本団は、法人の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年のスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) スポーツ少年団の育成指導と援助
(2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活動
(3) スポーツ少年団育成団体等の組織化と育成指導
(4) スポーツ少年団全県的行事の実施
(5) スポーツ少年団体力テストを含む活動の普及指導
(6) スポーツ少年団の顕彰
(7) 関係団体との連携
(8) スポーツ少年団に関する調査研究並びに広報活動
(9) その他前条例の目的達成に必要な事業

（登録）

第５条　スポーツ少年団の加入は、本団並びに市町村スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

２　前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

（役員）

第６条　本団に次の役員を置く。

(1) 本部長　　１名
(2) 副本部長　若干名
(3) 常任委員　若干名
(4) 委員　　第７条による。

（委員）

第７条　委員は、各市町村スポーツ少年団が、その本部長又は副本部長の中から１名選出する。

（本部長、副本部長）
第８条　本部長、副本部長は、理事長が委嘱する。
２　本部長は、本団を代表し、業務を統括する。
３　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（常任委員）
第９条　常任委員は、委員総会において選出し、本部長がこれを委嘱する。

（役員の任期）
第 10 条　役員の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

（顧問）
第 11 条　本団に顧問を置くことができる。
２　顧問は、委員総会の同意を得て本部長が委嘱する。
３　顧問は、本部長の諮問に応じ意見を述べることができる。

（委員総会）
第 12 条　委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員を持って構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他本部長の付議した事項を審議する。
２　委員総会は、毎年１回以上開催し、本部長がこれを招集し、議長となる。
３　委員総会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りではない。
４　構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。
５　委員総会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
６　委員総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代えることができる。

（常任委員会）
第 13 条　常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本団の業務を執行する。
２　常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。
３　常任委員会の会議は、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（専門部会）
第 14 条　本団に委員総会の決議により必要な専門部会を設けることができる。
２　専門部会について、必要な事項は常任委員会の決議により別に定める。

（市町村スポーツ少年団本部長会議）
第 15 条　スポーツ少年団の発展に寄与するため、市町村スポーツ少年団本部長会議を開催する。
２　会議は必要に応じて、本部長が招集する。

（長野県スポーツ少年団地区連絡協議会）
第 16 条　本団は、市町村スポーツ少年団相互の連絡調整を図るため、地区連絡協議会を設置する。
２　地区連絡協議会について必要な事項は、常任委員会の決議により別に定める。

（事務局）
第 17 条　本団の事務は、法人の事務局において処理する。

（規程の改廃）
第 18 条　この規程の改廃は、委員総会の意見を聞いて、理事会の決議により行う。

附　則
１　この規程は、平成３年４月１日から施行する。
　ただし、専門部会に関することは、平成４年４月１日から施行する。
２　長野県スポーツ少年団規程（昭和 53 年６月 26 日施行）は廃止する。
３　規程改正経過　平成 12 年４月 20 日　一部改定
　平成 24 年４月 27 日　一部改定
　平成 31 年４月１日　一部改定
　令和３年６月８日　一部改定

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。